

「千葉市こてはし学校給食センター再整備(改築)事業」入札説明書等への質問(第1回)に対する回答

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所							項目名	質問	回答
1	入札説明書	9	第3	3	(1)	オ				権利設定	金融機関からの融資を受ける際に、SPC株の担保提供を求められる事が一般的ですが、これについてはご承諾頂けるという理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。
2	入札説明書	9	第3	3	(1)	カ				第三者への委託	SPCから受託したプロジェクトマネジメント業務の遂行にあたり、その業務に含まれる事務業務(総務や経理業務)を第三者に委託する場合は、市に通知する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	主要な業務を委託する第三者のみ市に通知して頂くこととします。なお、通知して頂く第三者は協議により決定します。
3	入札説明書	9	第3	3	(2)					入札参加者の資格要件	「その他企業」の資格要件は、市の入札参加資格者名簿に登録されていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	16	第3	4	(2)	ク	(イ)			文言落ち	「当該構成員を除外又はし、」の「し」の前の文言が落ちているようです。ご教示願います。	「当該構成員を除外又は変更し、」が正となります。該当箇所の記載を修正します。
5	入札説明書	17	第3	4	(3)	ウ	(キ)	a		予定価格	為念での確認ですが、物価変動や税率変更等で今後契約金額が変わる可能性はありますが、提案金額の上限は税抜7,030,000千円であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	17	第3	4	(3)	ウ	(ク)			一時支払金	補助単価等の変更に伴いサービス対価A1が変更されることが、記載され、これに伴う追加費用は事業者の負担ありますが、サービス対価A1が減額になった場合、その分サービス対価A2が増額になりますが、増額分のA2にかかる割賦手数料は貴市に負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。この点を事業契約上も明記頂けますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、該当箇所の記載を修正します。
7	入札説明書	17	第3	4	(3)	ウ	(ク)			一時支払金	一時支払金は補助単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合があるとありますが、現時点における想定で結構ですので、増減する可能性のある金額のご提示をいただけませんかでしょうか。	様式集の「様式25－7①」の費目1～9及び及び13～15に記載される事業者提案金額の合計が、一時支払金の額となります。なお、一時支払金の金額は原則として増減しません。
8	入札説明書	18	第3	4	(3)	ウ	(ス)	a		入札保証金	千葉市契約規則に従い、入札保証保険契約を締結する場合、保険契約者は代表企業等1社でよろしいでしょうか。	入札保証金の納付は、千葉市契約規則第8条第1項第3号の規定により免除とすることを検討中ですが、詳細は入札参加資格の確認結果通知時に、お示しします。
9	入札説明書	18	第3	4	(3)	ウ	(ス)	a		入札保証金	千葉市契約規則第8条第1項(2)には「過去2回の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し」とありますが、本案に照らして「種類及び規模」は具体的に何を指しますか？またコンソーシアム各社のうち1社でも該当すれば免除となりますか？その判定はどの段階で誰がするのでしょうか？	No.8をご参照ください。
10	入札説明書	18	第3	4	(3)	ウ	(ス)	a		入札保証金	入札保証金が必要とのことですが、入札時点ではSPCが設立されているわけではないと思いますが、入札保証金はだれが支払うのでしょうか。代表企業等のある特定の企業でしょうか、入札参加グループとしてでしょうか。	No.8をご参照ください。
11	入札説明書	18	第3	4	(3)	ウ	(ス)	a		入札保証金	千葉市契約規則第8条2号で言う「種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結」の契約当事者はだれを指すのでしょうか。PFIの場合SPCが契約当事者であると考えますが、先行事例のSPCが本件の入札参加者ではないと考えます。貴市のお考えをご教示ください。	No.8をご参照ください。
12	入札説明書	18	第3	4	(3)	ウ	(ス)	a		入札保証金	千葉市契約規則第8条(1)において、「一般競争に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき」は、入札保証金免除とされております。この場合、代表企業が入札保証保険契約を締結することによってよろしいでしょうか。	No.8をご参照ください。
13	入札説明書	18	第3	4	(3)	ウ	(ス)	a		入札保証金	千葉市契約規則第8条(2)において、「一般競争に付する場合において、令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき」は、入札保証金免除とされております。この場合、上記に該当することをご判断いただく手続きの時期、方法等についてどのように対応すればよろしいでしょうか。	No.8をご参照ください。
14	入札説明書	21	第3	6	(4)					事業契約書の内容変更	事業契約書記載事項の解釈について疑義が生じることを防ぐ為、事業契約書締結時に別途「事業契約確認書」を締結して頂く事は問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
15	要求水準書	4	第1	3	(5)					既存施設の管理	「※：平成27年度からは、既存施設及び敷地の管理(警備、植栽管理、光熱水費支払等)を、事業者の責任で行うものとする。」とありますが、工事着工までは、巡回警備等でよろしいでしょうか。	工事着工までは、基本的に巡回警備等で構いませんが、事業者の判断にて必要な管理を行ってください。
16	要求水準書	4	第1	3	(5)					既存施設の管理	「※：平成27年度からは、既存施設及び敷地の管理(警備、植栽管理、光熱水費支払等)を、事業者の責任で行うものとする。」とありますが、植栽管理について、現在行われている管理業務の内容(剪定内容、頻度等)をお示しください。	敷地内や、周辺道路・隣接地との境界付近等の草刈や樹木の剪定等を必要に応じて行っています。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所							項目名	質問	回答
17	要求水準書	4	第1	3	(5)					既存施設の管理	※:平成27年度からは、既存施設及び敷地の管理(警備、植栽管理、光熱水費支払等)を、事業者の責任で行うものとする。」とありますが、光熱水費支払等について、現在貴市が支払われている費用をお示しください。(基本料金、従量料金等)	平成25年度の支払実績は以下のとおりです。 電気料金:約110千円 電話料金:約40千円 機械警備委託料金:約320千円
18	要求水準書	4	第1	3	(5)					既存施設の管理	「※:平成27年度からは、既存施設及び敷地の管理(警備、植栽管理、光熱水費支払等)を、事業者の責任で行うものとする。」とありますが、施設の休止に当たり、各種届出は既に貴市にて対応されていると考えてよろしいでしょうか?ご教示願います。	完了していない届出等があった場合には、必要に応じて市が対応します。
19	要求水準書	5	第1	3	(6)					敷地概要	隣接地所有者の盛土について、境界壁を取り壊し整備する計画としたところ、所有者の合意が得られない場合には、当該部分の取り壊しを止めることを承認していただけますでしょうか。	所有者の合意が得られない場合には、境界壁の取り壊しを止めることを承認しますが、取り壊しにかかる費用は減額します。 なお、境界壁を取り壊さない計画とすることも可とします。
20	要求水準書	5	第1	3	(6)					インフラ	周辺インフラ関連企業(上下水道、ガス、電力)や関係官庁と入札前に事前協議することは差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
21	要求水準書	5	第1	3	(6)					インフラ	インフラ調査のために委任状を頂くことはできますでしょうか。	落札者が決定するまでの間は、委任状の発行は行いません。
22	要求水準書	5	第1	3	(6)					インフラ	インフラの加入金、負担金は市負担で宜しいでしょうか。	事業者にて負担してください。
23	要求水準書	8	第1	3	(7)	ケ				計量	水道、ガス、電力の市の使用量の計量は私設メーターによるものとして宜しいでしょうか。但し、電話は別途計量はできませんので、市側で契約すると考えて宜しいでしょうか。	水道、ガス、電力の市の使用量は私設メーターによる計量で構いません。 電話については、市の回線は市が契約します。
24	要求水準書	9	第2	1	(2)	ア				実施体制	施設整備業務責任者は現場代理人、監理技術者と兼務することは可能ですか。	可能です。
25	要求水準書	10	第2	2	(1)	ア				事前調査業務	電波障害が発生してしまった場合、対策工事の費用等は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者にて負担してください。
26	要求水準書	12	第2	2	(4)	イ	(シ)	a		廃棄物	解体・撤去に伴い発生する廃棄物は、適正に処理することとありますが、PCB廃棄物などの法的に所有者が処理すべきものについては市の責任において廃棄を行うと考えてよろしいでしょうか。	PCB廃棄物などの法的に所有者が処理すべきものについては、市が処理を行います。
27	要求水準書	12	第2	2	(4)	イ	(シ)	b		既存備品類	「施設内にあるすべての厨房機器や備品等(「資料11」を参照)も撤去・処分すること。」とありますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について」昭和57年6月14日環産第21号(建設工事の現場から搬出される産業廃棄物)に次のような質問回答があります。 問15 事業者Aが発生させていた産業廃棄物X及び建設業者Bが建設工事に伴って生じさせた産業廃棄物Yがいずれも建設工事の現場からBにより搬出される場合、いずれの産業廃棄物も排出者はBであると解してよいか。 答 Xの排出者はAでありYの排出者はBである。建設工事に伴って生ずる廃棄物には建設工事を行う以前から発生していた産業廃棄物は含まれないことに留意されたい。 このことから、資料11に示された機器や什器、備品類のうち、建物に固着されていないもの及び残置オイルや汚水処理施設の汚泥等は廃掃法及び家電リサイクル法の規定により事業者では処分することが出来ません。貴市にて撤去処分することとし、事業範囲から除外して頂くことは可能でしょうか。	機器や什器、備品類のうち、建物に固着されていないもの(回転釜、消毒保管庫、洗浄機、固定式シンク等以外のもの)及び、残置オイルや汚水処理施設の汚泥等は、市で処分します。なお、該当箇所の記載は修正します。
28	要求水準書	12	第2	2	(4)	イ	(シ)	c		アスベスト調査・処分	「解体・撤去業務の遂行にあたって、アスベストが発見された場合には、適切に処理を行うこと。また、当該処理費は別途、事業者が負担すること。」とありますが、大気汚染防止法及び建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6に次のような記載があります。 (発注者の配慮) 第十八条の二十 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。 (建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアルp.36 発注者の配慮) 発注者には、作業が適切に遂行されるよう、発注に当たっては、除去等の方法を決定するための事前調査を含めた作業全般について、施工方法、工期、費用の面等で適切な配慮を行うことが求められる。 この法律の趣旨からアスベストの調査費用及び発見された場合の対策工事費等は、別途ご負担いただくよう変更していただくことは可能でしょうか。	アスベストが発見された場合の対策工事費は、別途市が負担します。ただし、当該工事費の支払いには時間を要する可能性があるため、支払時期にかかわらず、工事を遂行して頂くようご配慮ください。また、アスベストの存在有無を確認する調査は、事業者の負担にて行ってください。なお、該当箇所の記載は修正します。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所							項目名	質問	回答
29	要求水準書	12	第2	2	(9)	ア	(ウ)			出入口動線	「歩車道等の動線を考慮して計画すること。」とありますが、既存の出入り口は、東側の国道16号及び北側の市道大日町1号線に各々面した2カ所があります。今回の計画として、既存と同様に2カ所を利用することは可能と考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
30	要求水準書	14	第2	2	(12)	イ				所有権移転	費用負担は事業者とされていることから、起用する司法書士の選定は事業者側で行って良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	15	第2	2	(13)					その他の業務	市が実施する説明会等において、事業者は説明補助などの支援を行うこととありますが、会場費や周知にかかる費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書	18	第4	1	(6)	エ				修繕・更新	「建物の主な修繕・更新」「建築設備の主な修繕・更新」の表に示されているものであっても、適切な維持管理により良好な状態を維持できれば更新は行わないとする提案は可能でしょうか。	可能です。
33	要求水準書	19	第4	1	(7)	イ				大規模修繕	「大規模修繕が発生しないようにすること。」とございますが、これは事業期間終了時に大規模修繕をする必要がないように対応すること、という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	22	第4	2	(3)	イ	(ク)			厨房機器等の更新	更新(全部交換)を求められている厨房機器等について、十分な耐用年数を持つ機器(調理釜等)の本体等の更新までもお考えでしょうか。	揚物機と焼物機は必ず更新(全部交換)を行ってください。他の厨房機器等の更新については提案に委ねます。なお、該当箇所の記載は修正します。
35	要求水準書	22	第4	2	(3)	イ	(ク)			厨房機器等の更新	更新(全部交換)を求められている厨房機器等について、要求水準で求められている機器以外の機器を事業者が提案して設置したものについては、更新(全部交換)の対象外と理解して宜しいでしょうか。	No34をご参照ください。
36	要求水準書	22	第4	2	(3)	イ	(ク)			厨房機器等の更新	厨房機器等の更新(全部交換)に係る、税金負担(償却資産税)の要否と、その負担に対する貴市のお考えをお示し下さい。	更新した厨房機器等の所有権は、市に帰属するため、固定資産税は課税されないものと考えます。
37	要求水準書	25	第4	2	(6)	イ	(イ)	b	(e)	給食エリア清掃	「長期休暇中には、天井・床・内壁等の洗浄・殺菌、換気扇・フィルターの吹出口等の清掃、照明器具の清掃等、特別清掃を実施すること。」とございますが、これは、長期休暇毎に毎回実施するというのではなく、長期休暇中を利用して衛生管理上必要な頻度で実施する、との認識で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	25	第4	2	(6)	イ	(ウ)	f		給食エリア清掃	設計上、管内部の防錆を十分考慮した材質が選定されている部位でも定期的な点検や清掃が必要でしょうか。	点検は定期的に行ってください。清掃については提案に委ねます。
39	要求水準書	25	第4	2	(6)	イ	(ウ)			フィルタ	除菌フィルタとありますが除塵フィルターとの解釈で宜しいでしょうか。	除菌フィルターとしてください。
40	要求水準書	25	第4	2	(6)	イ	(ウ)			フィルタ	除菌フィルタは給食エリアを想定されていると解釈して宜しいでしょうか。	基本的には給食エリアを想定していますが、その他の箇所への使用は提案に委ねます。
41	要求水準書	25	第4	2	(6)	イ	(ウ)			フィルタ	除菌フィルタの定義は殺菌ではなく、抗菌(菌の繁殖防止)と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	29	第5	1	(5)	エ				非常時及び緊急時の対応	「必要な医薬品を常備する等」とございますが、ここで想定されている「本件施設への来訪者等」とは、大規模災害が発生した場合に救護を求めてくる近隣住民等ではなく、平常時の見学者等との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	36	第5	3	(1)	エ	(イ)	a		配送・回収時間	実施方針等への質問回答のNO131に、40分前には荷卸しが完了している状態としてくださいとありますが、給食開始時間から勘案すると、12:00に荷卸し完了の計画では要求水準未達と言うことでしょうか。	ご理解のとおりです。11:00～12:00の間で、かつ給食開始時間40分前までに荷卸しを完了してください。
44	要求水準書	36	第5	3	(1)	エ	(イ)	a		配送・回収時間	回収時間は、13:00からとなっていますが、回収の際も給食終了時間から40分後でないと回収が開始できないのでしょうか。例えば、13:10給食終了の学校は13:50以降でなければ回収を開始できないのでしょうか。 実施方針等への質問回答のNO130には、13:00から14:00の間で、学校に食缶、食器等が無い状態としてくださいとありますが、給食終了40分後の回収となるとNO130の回答と意味合いが異なってくると思いますが、整合性をご教示ください。	回収は給食終了時間から40分後でなくても構いません。13:00～14:00の間で行ってください。
45	要求水準書	38	第5	3	(1)	カ	(ア)			食品衛生簡易検査キット	実施方針等への質問回答NO134では、検査目的はノロウイルスを想定しているとのことですが、ノロウイルス検査は高感度検査が必要であり、施設内に簡易検査は認められていないのではないのでしょうか。また高感度検査については(g)に記載がありますが、簡易検査キットが必要でしょうか。	ノロウイルスではなく、大腸菌、サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌等を想定し、詳細は事業者の提案に委ねます。
46	要求水準書	38	第5	3	(1)	カ	(ア)	g		衛生管理体制の整備	配送業務の従事者には、睡眠時無呼吸症候群の有無等の検査を実施とありますが、日々の検査でしょうか、医師の診断書等が必要でしょうか。	日々の検査を想定しており、医師の診断書は求めません。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所							項目名	質問	回答
47	要求水準書	39	第5	3	(1)	キ	(イ)			運営備品等更新業務	c「～これら以外は更新を3回以上行うこと。」とありますが、2回以上として頂くことは可能でしょうか？	原案のとおりとします。
48	要求水準書	43	第2							諸室の説明	ある諸室の概要及び要求事項を、別の諸室で行ったほうが衛生面・作業面で効果的な場合は、別の諸室で行ってもよろしいでしょうか。	合理的な理由を示した場合には可とします。
49	要求水準書	45	第6	2						下処理室	dに開缶下処理エリアを設け(中略)食材の開封を行うとありますが、要求水準書34ページ(エ)fには、ダンボール等、食品以外のものは下処理室に持ち込まないこととあります。開缶・開封は検収室、下処理室のどちらで行う想定でしょうか。	缶は、アルコール消毒等により衛生管理を徹底したうえで、非汚染作業区域(調理室、和え物室)へ持ち込み、開封することとします。その他の物の開封等は検収室で行ってください。なお、該当箇所の記載は修正します。
50	要求水準書	46	第6	2						洗浄室	湿度80%以下、温度25℃以下で管理することと記載があるが、洗浄作業中は温度湿度の変化が大きい為、作業最中は除くと理解して良いかまたは、作業エリア空調噴出し条件が記載管理以下とすると理解でよいか。ご教授下さい。	作業の最中は必ずしも湿度80%以下、温度25℃以下でなくても構いませんが、湿度80%以下、温度25℃以下の条件を大きく逸脱しないよう計画してください。
51	要求水準書	46	第6	2						調理室	湿度80%以下、温度25℃以下で管理することと記載があるが、調理最中は加熱温度の変化が大きい為、調理最中は除くと理解して良いかご教授下さい。	調理の最中は必ずしも湿度80%以下、温度25℃以下でなくても構いませんが、湿度80%以下、温度25℃以下の条件を大きく逸脱しないよう計画してください。
52	要求水準書	47	第6	2						揚物・焼物・蒸し物室	湿度80%以下、温度25℃以下で管理することと記載があるが、調理最中は加熱温度の変化が大きい為、調理最中は除くと理解して良いかご教授下さい。	調理の最中は必ずしも湿度80%以下、温度25℃以下でなくても構いませんが、湿度80%以下、温度25℃以下の条件を大きく逸脱しないよう計画してください。
53	要求水準書	51	第6	2						門扉及び堀	既存は、道路に面する出入口2カ所(東面、北面)と施設手前にも門扉・堀がありますが、その理由と今回の計画では施設手前の門扉の設置は、事業者の提案に委ねると考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	理由については不明ですが、今回の計画では、事業者の提案に委ねます。
54	要求水準書	51	第6	2						付帯施設	防火水槽について、敷地内に防火水槽を設置することとあるが、消防協議により不要な場合は設置は不要と考えて良いか。ご教授下さい。	協議により、防火水槽の設置は不要と消防局が認めた場合には、事業者の提案に委ねます。
55	要求水準書	52	第6	3	(1)	ア	(ア)	i		雨水処理施設	「雨水を処理するため、十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。なお、雨水の再利用は不可とする。」とありますが、 ① 雨水抑制施設は、諸官庁事前協議の上で容量等を決定すると考えてよろしいでしょうか？ ② 雨水の植栽への灌水利用も不可と考えてよろしいでしょうか？ ご教示願います。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、雨水の植栽への灌水利用のみ可とします。
56	要求水準書	52	第6	3	(1)	ア	(ア)	i		雨水	雨水の再利用は、不可とする。と記載があるが、調理用への利用と理解しその他への利用は提案によることで良いかご教授下さい	No56をご参照ください。
57	要求水準書	52	第6	3	(1)	ア	(イ)	a	(i)	汚水配管	汚染作業区域、非汚染作業区域の上部に配置しない計画とすることと記載があるが、配管ビットなどを設けエリアと区画し安全を確保することで配置すること可能かご教授下さい。	不可とします。
58	要求水準書	52	第6	3	(1)	ア	(イ)	a	(i)	汚水配管	汚染作業区域、非汚染作業区域の上部に配置しない計画とすることと記載があるが、配管ビットなどを設けエリアと区画し安全を確保することで配置すること可能かご教授下さい。	No57をご参照ください。
59	要求水準書	55	第6	3	(2)	イ	(ケ)			避雷対策	「重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。」とありますが、“重要負荷”とは具体的にどのような機器を想定されていますか？ご教示願います。	基本的に、調理作業に必要なとなる機器や設備関係には避雷対策を講じてください。
60	要求水準書	55	第6	3	(2)	イ	(ケ)			電気設備	『重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること』について、重要負荷とはどのようなものを指すのでしょうか。ご教授下さい	No59をご参照ください。
61	要求水準書	56	第6	3	(2)	オ	(ア)			通信・情報設備等	CHAINSに対する事業者側で必要な維持管理業務は無いとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	56	第6	3	(2)	オ	(ア)			電気設備	CHAINSについて、別途市の指定する業者についてご指示下さい。	CHAINS運用・保守委託業者 富士通株式会社 千葉支社 043－238－7025
63	要求水準書	56	第6	3	(2)	ク				テレビ受信設備	市が必要とするテレビ受信設備に係るNHKの受信料は、貴市負担という理解で宜しいでしょうか。(契約者も市となるため。)	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	58	第6	3	(3)	カ	(イ)			小荷物専用昇降機	「会議室の場所に留意した小荷物専用昇降機」とは、どの程度の積載能力を必要とお考えでしょうか。	50人程度の食缶と食器を運搬できる昇降機を、設置してください。
65	要求水準書	63	第6	3	(7)	ウ	(カ)			食缶等	表内にあるパン缶は、学校に常備するものでしょうか。もしくは、センターから揚げパン等を入れて配送するものでしょうか。	学校に常備するものです。ただし、長期休業期間中は各学校から回収し、給食センターにて洗浄、消毒、保管を行ってください。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所							項目名	質問	回答
66	要求水準書	64	第6	3	(8)	イ	(ウ)			清掃用具収納設備等	「靴の底、側面及び甲が殺菌できる設備を設けること。」とありますが、具体的には地流し等を想定されているのでしょうか？ご教示願います。	提案に委ねます。
67	要求水準書	64	第6	3	(8)	ウ				廃棄物庫	p45汚染作業区域の廃棄物庫とp49一般区域の廃棄物庫のどちらを示していますか	P49の廃棄物庫を示しています。
68	要求水準書	64	第6	3	(8)	エ				AED装置	AED装置の調達方法は、リースで宜しいでしょうか。	リースも可としますが、リース期間終了後や、契約終了時には、市に所有権が移転するよう提案してください。
69	要求水準書	69	第7	2	(1)					竣工図書	竣工図書の中に「竣工調書」「実施設計との整合性の確認結果」とありますが、 ①「竣工調書」の具体的な内容をお示ください。 ②「実施設計との整合性の確認結果」とは、施工段階での実施設計からの変更点を記したリストと考えてよろしいでしょうか？ ご教示願います。	①については、以下の内容の書面を提出して頂くことと予定しておりますが、詳細は協議により決定します。 工事請負者一覧表、下請業者一覧表、関係機関一覧表、各種許認可及び申請書、鍵目録等 ②については、ご理解のとおりです。
70	要求水準書									その他	既存の擁壁をそのまま使用する場合、擁壁の補修等が必要となった場合においても本事業の維持管理業務の対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書 閲覧資料									PCB等	アスベストを除く、PCB等の有害物について、要求水準書および閲覧資料全般において、存在の有無等の記載が見当たりませんが、既に貴市にて撤去・保管されていると考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	現状においては、存在しないと認識していますが、発見された場合には、市が処理を行います。
72	要求水準書 閲覧資料									資料1 資料8	資料1「千葉市(仮称)第三学校給食センター新築工事」の図番30-3の中で、調理棟の北側外壁ラインが、隣地角部から[10,500]と表記されていますが、資料8「杭打工事報告書 仮称千葉市第3学校給食センター新築杭打工事」の配置図・案内図では[12,000]となっています。資料8の[12,000]を正と考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	別添資料の資料2及び資料9をご参照ください。
73	要求水準書 閲覧資料									既存施設全般	既存施設のうち、今回の計画で再利用可能と思われるものは、十分な調査、貴市／諸官庁の確認及び洗浄等を施した上で再利用することが出来ると考えてよろしいでしょうか？	不可とします。
74	要求水準書 閲覧資料	資料 11、13								污水处理施設等の残渣	污水处理施設及び単独浄化槽の解体に当たり、各施設内に汚泥等が残っていた場合には、排出事業者が市となるため別途負担していただくという理解でよろしいでしょうか。	No27をご参照ください。
75	事業契約書(案)	2	第1章	第1節	第5条	2				契約上の地位の譲渡、株式発行等の制限等	株式の増資等資金調達計画の変更を行う場合には、貴市の承諾を得なければならないとの記載がございますが、当該条項には『金融機関からの資金調達計画が変更となった場合(貴市からの一時金支払金額が増減した場合や消費税増税等)』については含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	事業契約書(案)	2	第1章	第1節	第5条	2				事業者の解散	SPCを解散するにあたっては、維持管理・運営期間終了後、貴市から解散することを認める通知を頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	事業契約書(案)	2	第1章	第1節	第5条	4				契約上の地位の譲渡、株式発行等の制限等	事業者が債権譲渡を行うに当たって貴市から取得する事前承諾の条件として、市が指定した様式による債権譲受人の確約書が必要とありますが、この様式を公表頂けますでしょうか。	協議により定めることを予定していますので、現時点では様式はありません。
78	事業契約書(案)	3	第1章	第2節	第9条					土地等使用貸借契約	土地等使用貸借契約の内容をお示ください。	契約の内容は、協議により決定することを予定していますので、現時点ではお示しできません。
79	事業契約書(案)	3	第1章	第2節	第9条	4				本件事業用地等の使用	本件における追加的な支出の範囲に第93条(法令変更)及び第97条(不可抗力)にて規定される増加費用等は入らないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	事業契約書(案)	4	第1章	第2節	第15条	2				業務責任者	建設業務責任者は現場代理人や監理技術者との兼務可能でしょうか。	No24をご参照ください。
81	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	1				契約保証金	契約保証金の納付時期・期限を御教示ください。	契約締結時に納付して頂きます。
82	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	1				契約保証金	契約保証金は事業期間を通じて納付する必要があるのでしょうか。また返還時期はいつになりますでしょうか。	開業準備業務完了後、速やかに還付します。
83	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	1				契約保証金	サービス対価A1及びA2を契約保証金算定の根拠とされていることから、契約保証金は設計・建設・開業準備期間中のみ納付し、当該期間の終了後には返還されるという理解でよろしいでしょうか(仮に維持管理・運営期間中においても同額の契約保証金の納付を求めるとなると他の給食センターPFI案件と比較しても非常に高額な水準となり、事業者に大きな負担をかけることになります)。また、契約保証金納付後に消費税及び地方消費税が増税となった場合には、追加納付の必要があるのでしょうか。	前段については、No82をご参照ください。後段については、追加納付の必要があります。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所							項目名	質問	回答
84	事業契約書(案)	5	第1章	第2節	第19条	3				契約保証金	当該契約保証金免除の規定はグループ内のどの企業が資格を有していれば適用となるのでしょうか。	SPCが資格を有している場合となります。従って、千葉市契約規則第29条第3号の規定については該当する可能性はないと考えています。
85	事業契約書(案)	6	第1章	第2節	第21条					第三者の使用	ここで言う第三者とは、建設業務においては、「建設等業務計画書」でご報告する“・実施企業”“再委託企業”のことを指すと考えてよろしいでしょうか？ご教示願います。	「建設等業務計画書」で報告する「実施企業」、「再委託企業」も含め、本業務に関わる全ての企業を指します。
86	事業契約書(案)	6	第1章	第2節	第21条	5				再請負人	建設業務においては多数の下請負人を使用することになりますが、これらの下請負人の使用について事前に市の承諾を得ることは時間的にもむずかしいことが想定されますので、下請負人の使用については、事後の報告にさせていただけるのでしょうか。	No2を参照ください。
87	事業契約書(案)	9	第1章	第4節	第28条	1				事業計画書	事業計画書作成後、貴市の承諾を得ることとなっておりますが、承諾書等の貴市の承諾を証する資料についてはご提出いただけますでしょうか。	承諾を証する資料を事業者へ発行します。
88	事業契約書(案)	9	第1章	第4節	第29条	1				報告書、成果品等	報告書、成果品等作成後、貴市の承諾を得ることとなっておりますが、承諾書等の貴市の承諾を証する資料についてはご提出いただけますでしょうか。	承諾を証する資料を事業者へ発行します。
89	事業契約書(案)	9	第2章	第1節	第30条	2				施設設備業務のモニタリング	貴市から施設整備業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合に発生した調査費等は、「モニタリングの実施にかかる費用」に含まれるのでしょうか。	含まれません。事業者の負担とします。
90	事業契約書(案)	10	第2章	第2節	第31条					事前調査	解体する建物等に関して、解体の事前調査の結果、閲覧資料や外観等からは予測できない事象が判明した場合には事業契約第31条が適用され、合理的な増加費用等を負担していただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	事業契約書(案)	11	第2章	第3節	第34条	1				設計の完了	基本設計図書及び実施設計図書を貴市に提出し確認を受けるとありますが、受領証等の貴市が当該資料を受取ったことを証する資料についてはご提出いただけますでしょうか。また、適合確認後の通知については文書でご提出いただけますでしょうか。	適合確認後の通知のみ発行します。
92	事業契約書(案)	13	第2章	第4節	第38条	1				設計の完了	建設等業務計画書を貴市に提出し承諾を受けるとありますが、受領証等の貴市が当該資料を受取ったことを証する資料についてはご提出いただけますでしょうか。また、承諾後の通知については文書でご提出いただけますでしょうか。	承諾後の通知のみ発行します。
93	事業契約書(案)	16	第2章	第5節	第47条	2				什器備品等・車両の調達・搬入設置業務	14日以内に市から通知がない場合は、妥当性について確認が市によってなされたものとみなされるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	事業契約書(案)	16	第2章	第5節	第48条					既設こてはし学校給食センター内物品の廃棄等	要求水準書P12「現学校給食センターの解体・撤去業務」にあります『施設内にあるすべての厨房機器や備品等(「資料11」を参照)も撤去・処分すること。』となっておりますが、廃掃法において「産業廃棄物の処理業者」ではない事業者では処分することが出来ません。「処置の方法について協議する。」とは市が処分するということも含めて協議するということでしょうか。入札金額の考え方を含めご教示ください。	No27をご参照ください。
95	事業契約書(案)	17	第2章	第6節	第51条					本件施設引き渡し予定日の変更	職人の不足による工期延長は、協議を求める合理的理由と判断されますか。	合理的理由とは判断されません。
96	事業契約書(案)	21	第3章	第1節	第63条	2				開業準備業務のモニタリング	貴市から開業準備業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合に発生した調査費等は、「モニタリングの実施にかかる費用」に含まれるのでしょうか。	含まれません。事業者の負担とします。
97	事業契約書(案)	21	第3章	第1節	第63条	2				開業準備業務のモニタリング	事業者は、貴市から開業準備業務の遂行状況について、説明及び報告を求められた場合の報告方法は書面によるものでしょうか。また、5日以内に報告できなかった場合のペナルティはあるのでしょうか。	原則は書面によります。また、5日以内に報告できなかった場合にペナルティを課すことは想定していませんが、著しく報告が遅れた場合や報告がない場合にはペナルティを課すこともあり得ます。
98	事業契約書(案)	21	第3章	第1節	第63条	6				開業準備業務のモニタリング	開業準備業務の場合、どのような基準で減額することになるのですか？減額ポイント基準をお示しください。	別紙10の「1」に記載のとおり、不履行又は不完全履行分の業務に相当する対価を減額します。なお、事業契約書(案)「別紙9／2. モニタリングの結果の分類」もあわせてご参照ください。
99	事業契約書(案)	23	第4章	第1節	第69条	1				市が行った調理設備の修繕及び更新に伴うサービス対価の変更	貴市が行った調理設備の修繕及び更新によるサービス対価の変更は、その変更が決まった日が属する半期末のサービス対価に影響するのでしょうか。変更の協議はどのように行われるのでしょうか。	前段については、協議により決定します。また、後段については、第76条に準じます。
100	事業契約書(案)	24	第4章	第1節	第70条	7、8				維持管理・運営業務のモニタリング	貴市から維持管理・運営業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合に発生した調査費等は、「モニタリングの実施にかかる費用」に含まれるのでしょうか。	含まれません。事業者の負担とします。
101	事業契約書(案)	24	第4章	第1節	第70条	9				維持管理・運営業務のモニタリング	モニタリング実施にかかる費用が市負担とのことですが、自ら実施の検査や書類作成費用等も負担していただけるのでしょうか。	事業者の負担とします。
102	事業契約書(案)	26	第5章	第1節	第74条	2				サービス対価の支払い	サービス対価Aが変更された場合、その増減額はサービス対価A1及びA2には、どのような割合で配分されるのでしょうか。	様式25－7の費目1から9及び13から15に係る変更はサービス対価A1で、その他の費目はサービス対価A2で調整します。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所							項目名	質問	回答
103	事業契約書(案)	31	第6章	第2節	第83条	3				引渡し前の解除の効力等	引渡し前の契約解除時において、検査に合格した出来高部分又は調達済みの什器備品等の買取代金を支払い、その所有権を取得することができますが、買取を行わない合理的な理由がない限り、貴市は買取を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	事業契約書(案)	31	第6章	第2節	第83条	4				引渡し前の解除の効力等	本項5行目に、「又は一括払いにより支払うか選択肢、事業者へ支払う。」とありますが、「選択し」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。該当箇所の記載を修正します。
105	事業契約書(案)	32	第6章	第2節	第85条	2				維持管理・運営期間中の解除の効力	履行済みの業務に相当するサービス対価A2の元本額及び当該解除が生じた事業年度のサービス対価B(経過分)の合計額を、違約金の残高と相殺した上で事業者へ支払うことができますとありますが、この相殺は事業者が違約金を即時支払可能な場合も必ず行われるのでしょうか。	協議により決定しますので、必ず相殺するとは限りません。
106	事業契約書(案)	33	第6章	第2節	第86条	1	(2)			モニタリングによる契約の一部解除	多数の軽症者が出た場合とありますが、多数とは何人程度と考えればよろしいでしょうか。	30名とします。
107	事業契約書(案)	35	第2章							法令変更及び不可抗力	第2章とありますが、第7章の誤記でしょうか(本章以降同様)。	ご理解のとおりです。該当箇所の記載を修正します。
108	事業契約書(案)	35									第7章以下がありません。	No107をご参照ください。
109	事業契約書(案)	38			第102条					付保すべき保険	本件業務の開始までに別紙6に定める保険を付保し、保険証券の写しを市に提出とあります。付保すべきそれぞれの保険の保険期間開始までに付保、当該保険に係る保険証券の写しを市に提出することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	事業契約書(案)	51	別紙4-1							サービス対価A	配送車両の調達方法は事業者提案とされていますが、リース方式を採用した場合、その対価はサービス対価Aでお支払い頂けるのでしょうか。それともサービス対価B(運営業務費)でお支払い頂けるのでしょうか。	サービス対価Aで支払います。ただし、運営開始後に配送車両を更新するようであれば、サービス対価Bで支払うこととなります。
111	事業契約書(案)	51	別紙4-1							サービス対価B	その他費用には、SPCの清算費用を含むという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	事業契約書(案)	51	別紙4-1	2	(1)					開業準備業務費	開業準備業務の内容及び業務期間が明確に定義されていることから、開業準備業務完了時点で収益を計上する必要があるため、開業準備業務に係る対価は、サービス対価A-3という形で一括で支払って頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
113	事業契約書(案)	53	別紙4-1	2	(1)	②				サービス対価A2	サービス対価Aからサービス対価A1を引いたものがサービス対価A2とありますが、サービス対価A2には割賦手数料が含まれるため、単純な足し引きだと、サービス対価A1に増減があった場合の割賦手数料部分の増減への対処ができないのではないのでしょうか。	サービス対価Aの元本部分からサービス対価A1を引いた額をサービス対価A2の元本とし、合わせて当該サービス対価A2の元本に係る割賦手数料を支払います。
114	事業契約書(案)	53	別紙4-1	2	(2)					サービス対価B	「市は維持管理・運営業務にかかる対価として、サービス対価Bを、請求を受けた日から30日以内に一括で支払う」とありますが、本文にある様に、半期ごとに年二回支払うことで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	事業契約書(案)	54	別紙4-1	3	(2)	②				食数調整業務	提供対象者数が5,000人／日以上又は8,000人／日以下とならない可能性がある場合は、サービス対価の見直し等を行うとありますが、再度、5,000人／日以上又は8,000人／日以下となった場合は、見直し前のサービス対価が適用されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	事業契約書(案)	54	別紙4-1	3	(3)					提供日数	提供日数については、学級閉鎖・天候不良など、事業者がコントロール出来ない事態により提供日数が想定以上に少なくなる懸念があります。そのため、最低提供日数である180日の取扱いについては、事業者の責めに帰さない日数を考慮する定義付けをお願いします。	原案のとおりとします。
117	事業契約書(案)	54	別紙4-1	5						サービス対価の改定及び変更	サービス対価Aについて、「ウ 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市と事業者とが協議して定める。」とありますが、変動前残工事代金額は入札時点の物価指数等に基づき、変動後残工事代金は請求のあった基準日時点での物価指数等に基づくと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
118	事業契約書(案)	54	別紙4-1	5						サービス対価の改定及び変更	「オ 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価Aが不適當となったときは、市又は事業者は、ア～エの規定によるほか、サービス対価Aの変更を請求することができます。」とありますが、これは千葉市の単品スライド運用マニュアルの通り、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の10を超える額が対象となると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所							項目名	質問	回答
119	事業契約書(案)	54	別紙 4-1	5						サービス対価の改定及び変更	「カ 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価Aが著しく不適当となったときは、市又は事業者は、ア～オの規定にかかわらず、サービス対価Aの変更を請求することができる。」についても、千葉市のインプレスライド運用マニュアルの通り、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の10を超える額が対象となると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
120	事業契約書(案)	54	別紙 4-1	5						サービス対価の改定及び変更	サービス対価Aの改定については、PFI事業においては入札時に単価・数量等が確定していないため、通常の工事と同じ運用マニュアル等に従い算定を行うことは困難と思われます。全体スライド条項及びインプレスライド条項の適用に当たっては、算定方法や使用する物価指数等は実勢に近いものを協議により決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	事業契約書(案)	55	別紙 4-1	5						サービス対価の改定及び変更	通常のサービス対価見直し時期と異なる時期に消費税率が変更された場合、消費税率の変更時期に合わせてサービス対価の見直しを行っていただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	事業契約書(案)	55	別紙 4-1	5	(1)	①	エ			改定の時期	一度サービス対価Aの改定を行った場合、次回は「直前の本規程に基づく、基準とした日から12月を経過した後」と読めることから、実質的に2回目の改定は行われないと読めます。そのような理解で宜しいのか、或いは異なる意味であるならば、その旨ご教示願います。	ご理解のとおりです。
123	事業契約書(案)	56	別紙 4-1	5	(1)	②				金利変動に伴う改定	「施設整備業務期間中に基準金利の改定は行わない。」との記載がありますが、P53.2(1)②には「事業期間中の基準金利の改定は行わない。」とあります。どちらが正しいのでしょうか。	P53.2(1)②の「事業期間中の基準金利の改定は行わない。」が正となります。該当箇所の記載は修正します。
124	事業契約書(案)	56	別紙 4-1	5	(2)					改定の対象	改定の要否は、「前回改定が行われた時と比べて…」との記載ですが、前回見直し時の数値との比較か、前回改定された時の数値との比較か、改めて確認をお願い致します。(例:前年度改定無し、前々年度改定があった場合、前々年度との比較と読めるためです。)	前回改定された時の数値との比較となります。
125	事業契約書(案)	56	別紙 4-1	5	(2)					消費者物価指数	計算式に記載されている「消費者物価指数」とは、「千葉市消費者物価指数」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	事業契約書(案)	72	別紙 10	1						開業準備業務	モニタリングの結果、開業準備段階において、サービス対価を減額するとありますが、当該モニタリングは開業準備期間中においてのみ行われ、維持管理・運営期間中においては、次項の維持管理・運営業務におけるモニタリングを実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	基本協定書(案)	2	第4条							事業予定者の本店所在地	「落札者は、事業予定者の本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。」とありますが、これは千葉市外に移転することは認めないことに過ぎず、千葉市内での本店所在地の変更を認めないということでは無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	基本協定書(案)	2	第4条							事業予定者の設立	会計監査人設置会社の設立を明記されておりますが、SPCの会計監査は監査法人の監査にて十分企業の健全性が確認されると思料します。会計監査人を設置した場合、余分な費用増加となりますので、監査法人監査とすることでよろしいでしょうか。	監査法人監査とすることも可とします。該当箇所の記載を修正します。
129	基本協定書(案)	6	第11条	2,4						解除並びに違約金等	第4項は、事業契約成立後においては、事業契約書案第82条3項に置き換わると理解してよろしいでしょうか。一方、第2項は有効なままでという理解でよろしいでしょうか。	第11条第2項は事業契約書案第83条2項に、第11条4項は事業契約書案第82条の3に置き換わります。
130	基本協定書(案)	6	第11条	2,4						解除並びに違約金等	構成員が第7条5項第2号から第5号に該当した場合、契約解除に関係なく、サービス対価 Aの10%の違約金に加えて、事業契約額の20%の賠償金を支払う必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	基本協定書(案)	13	別紙2							業務委託・請負業者一覧	「事前調査、設計打合せに必要な契約先及び契約予定先について記入する。」とありますが、締結段階で決定している内容のみを記載することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	基本協定書(案)	13	別紙2							業務委託・請負業者一覧	別紙2には、SPCと直接契約を締結する当事者についてのみ、記載すればよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	様式集		第1	5	(6)					提案書に関する提出書類	インデックスは、事業計画、施設整備、開業準備等の項目ごとでもよろしいでしょうか。様式ごととは、様式24-1、様式24-2というインデックスとなるのでしょうか。	インデックスは、様式24-1、様式24-2等の様式別に付してください。
134	様式集	様式7								添付書類	「平成26・27年度千葉市入札参加資格者名簿に登録されていることを証する書類」とはどのような書類をご提出すればよろしいでしょうか。	提出は不要とします。該当箇所の記載は修正します。
135	様式集	様式8								事業実施体制	本様式では、体制図は不要でしょうか。	提案に委ねます。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所							項目名	質問	回答
136	様式集	様式 10 12 14								業務にあたる者の氏名	様式10,12,14の業務にあたる者の氏名の記載は必要でしょうか。	不要です。該当箇所の記載は修正します。
137	様式集	様式 20								入札書	様式24-1※5の記載は千円単位の金額であることから入札金額は千円未満の数字は全てゼロということでしょうか。変動料金(1食単価)の関係から、入札金額は千円未満の端数が生じる可能性があるため、適切ではないと思料します。	前段についてはご理解のとおりです。 1食単価については、1円単位までの記入(小数点以下記載不可)としてください。1円単位までの記入とすることで、入札金額に千円未満の端数が生じることはありません(年間190日、7,300食/日で入札金額を算定するため)。 なお、様式25-7、27-3、28-3との整合にもご留意ください。
138	様式集	様式 24-1								※5記載金額	「※5の記載金額が様式20の入札金額となる」との事ですが、入札金額は千円未満の数字はゼロという事でしょうか。変動料金(1食単価)の関係から、入札金額は千円未満の端数が生じる可能性があるため、適切ではないと思料します。	No137をご参照ください。
139	様式集	様式 24-3								事業実施体制	バックアップサービサー、SPCから間接的に業務を受託する会社や融資銀行団等も企業名を記載しないのでしょうか。	バックアップサービサー、SPCから間接的に業務を受託する会社や融資銀行団等については、企業名を記載してください。
140	様式集	様式 24-6								損益計算書	表内にある「税務調整」欄には、何を記載すべきかお示し願います。	法人税等調整額を記載してください。
141	様式集	様式 24-6								長期資金調達計画及び 収支等計画 評価指標 DSCR	DSCRの計算において、エクイティ性の高い株主劣後融資の返済額を除いた計算でよろしいでしょうか。	DSCRは、株主劣後融資の返済額を除いた計算としてください。
142	様式集	様式 25-5									(⑤)仕上表について、A4判枚数適宜おなっていますが仕上げ表は横方向に記載内容が多く、文字の大きさも指定されることから、A3版横書きとしA4折込で提出では駄目でしょうか。ご検討下さい。	A3版横書きで、A4折込での提出も可とします。
143	様式集	様式 25-7 ①				12				初期調達費見積書	配送車両はリースで調達した場合、運営費に計上すればよろしいでしょうか。	初期調達費に計上してください。
144	見学会									工事用車両ゲート	工事用車両ゲートについて、 ①既存出入り口がある前面道路の国道16号の交通事情から拝察すると、ここからの工事車両の出入りは限定されると考えられるため、新たに既存の機械棟裏辺りに市道に面して仮設ゲートを設置することは可能でしょうか？ ② ①の設置が可能の場合、工事完了後は立入禁止柵等を講じることで安全対策としたいと考えますが、よろしいでしょうか？ ご教示願います。	①②ともに可とします。
145	その他									その他	東面の隣地及び北面の市道と比較して、建設予定地は地盤レベルが低くなっていますが、敷地境界付近の擁壁等の詳細をご教示ください。	公表している資料が全てとなります。
146	その他									その他	西面と南面の既存擁壁／ブロックについて、詳細をお示しいただくと共に今回の計画に対して十分な耐力を有していると考えてよろしいでしょうか？あるいは、何らかの制限事項がありましたら、ご教示願います。(既存擁壁／ブロックまでの寄り付き可能範囲等)	前段については、公表している資料が全てとなります。 後段については、事業者にて関係部署で確認してください。
147	その他										応札者が1グループの場合でも、本入札は成立する と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。